

三労発基 0310 第2号  
令和3年3月10日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が  
具備すべき基準の適用について」の一部改正について

平素は労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則第34条の3第2項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準（昭和63年労働省告示第76号）第4条第1号において、試験責任者は、試験計画書を作成し、運営管理者（委託を受けて試験を実施する場合にあっては、試験委託者等を含む。）の承認を得ることを規定しています。

また、この承認に関しては、「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」（昭和63年9月16日付け基発第603号）において、当該承認を受けたときは、その旨を記載した文書を作成し、運営管理者又は試験委託者等の記名押印又は署名を受けた上、当該文書を試験計画書に添付することとしています。

今般、テレワークの推進等による多様な働き方の実現に資する観点から、当該記名押印又は署名を不要としたほか、所要の整備が行われ、別紙のとおり改正されました。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下団体、会員、事業場等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

